

令和 4 年 11 月 15 日
宮津市企画財政部財政課

再編方針に基づき施設を譲り受ける自治会等を支援する負担金の取扱いについて

宮津市公共施設再編方針（令和 2 年 9 月策定）において現公共目的を廃止し「譲渡」又は「解体撤去」する方針である施設について、自治会等との協議において引き続き利用する意向がある場合には、譲渡後の施設所有に係る自治会等の費用負担を支援し、自治会等の理解を得るため、予算の範囲内において負担金を交付する。

記

1. 対象施設

再編方針においてフェーズ 1（令和 7 年度まで）に現公共目的を廃止し「譲渡」又は「解体撤去」する方針であって、令和 7 年度末までに譲渡した施設

- ・ 共同集会所、共同作業所、農機具保管庫、公衆便所

2. 対象者

施設を譲り受ける自治会及び各地区自治連等の自治組織

3. 負担金の額

負担金の額は、対象施設の延べ床面積に以下の施設類型別の単価を乗じて得た額とする。

施設類型	単価
共同集会所	23,000 円/m ²
共同作業所・農機具保管庫	15,000 円/m ²
公衆便所	44,000 円/m ²

※単価は、施設類型毎の建物構造に応じた民間での解体撤去費用相場をベースに、施設譲渡後の自治会等の費用負担も一定考慮して設定した。

4. 建物譲与契約

対象者と合意に至った場合に建物譲与契約を締結する。ただし、対象施設の譲与（無償譲渡）に関する市議会の議決をもって、本契約として成立するものとする。

〈主な契約事項〉

- ・ 建物の使用用途は指定しないこと。
- ・ 将来にわたって、対象者の責任と負担において譲与物件を解体撤去すること。
- ・ 譲与物件について売買等による所有権移転をしてはならないこと。
- ・ 譲与物件の所有に係る対象者の費用負担を支援するために負担金を支払うこと。
- ・ 所有権移転後の譲与物件に要する一切の費用は、対象者が負担すること。
- ・ 負担金の額と所有権移転後すみやかに負担金を支払うこと。

5. 適用日 令和 4 年 11 月 15 日